今後の島根県国民健康保険の運営について

1 島根県国民健康保険運営方針(令和3年3月中間見直し)【抜粋】

第3章 (2)保険料水準の統一に向けた取組

現行では、医療費水準・医療提供体制や保険料水準の市町村間での差が大きいことから、直ちに保険料水準を統一することは難しいと考えられます。よって、当面は、各市町村の医療費水準を反映した保険料水準とし、将来的には統一した保険料水準を目指すことを基本とします。

このため、必要な医療提供に支障を来さないことを前提としながら、県内すべての市町村がより低い医療 費水準での統一を目指していけるよう、第6章に掲げる医療費適正化の取組を市町村とともに推進します。

なお、保険料水準の統一については、各市町村との間で、統一の定義や前提条件等について議論を深める ことが重要であり、国や他都道府県の動向及び県内市町村の状況を注視しながら、運営方針の次期改定時に 向けて議論を進めます。

2 今後の島根県国民健康保険の運営

運営方針の次期改定(令和6年度)に向けて、保険料水準の平準化、事務処理の標準化、 医療費適正化について、以下の体制で市町村と議論を進める。

【令和3年8月23日開催の市町村国保広域化等連携会議において全市町村了承】

(1) 市町村国保広域化等連携会議 全市町村が参加し、年3回程度開催

(2) 同 部会

名 称	検討事項				
保険料平準化検討部会	保険料水準の平準化について、平準化の定義や前提条件				
	等を検討				
事務処理部会	市町村事務の効率化、標準化、広域化を検討				
データ利活用部会	KDB(国保データベース)などのデータの利活用による				
	データヘルス計画の推進を検討				

※連携会議と連携会議の間で開催し、検討結果を連携会議に報告 全市町村が意見を発言する場とするため、テーマごとや地区ごとに分けた小グループ での開催を予定

【参考】国民健康保険法の改正(令和3年6月公布)

(1) 改正内容

都道府県は、都道府県国民健康保険運営方針において、当該都道府県内の市町村における保険料の水準の平準化に関する事項を定める。

(2) 施行期日

令和6年4月1日

※島根県国民健康保険運営方針においては、「保険料水準の統一(平準化)に向けた取組」 について既に記載済。

令和3年度スケジュール(全体)

			 県主催会議		 納付金算定	県議会
		市町村国保広域化等連携会議				
		国保運営協議会	連携会議	部会		
6月	上					
	中					
	下					0.5
						6月 議会
7月	上					
	中					
	下					
8月	上					
	中					
			笠1同 (0/22)			
	下		第1回(8/23) ·決算状況		〇市町村基礎ファイル提出依頼 第1回 (9月中旬〆切)	
9月	上		・年間スケジュール			
	中					
						9月
	下					議会
10月	上					-
	中	第1回(10/12) 決算状況報告				
		<u> </u>			〇市町村基礎ファイル提出依頼	
	下				第2回(10月下旬〆切) ○国→県 国仮係数提示	
11月	上			部会		
, ,				【東部・県央・西 部・隠岐地区】		
	中			• 保険料平準化検討	○県→市町村 仮算定結果通知 (保険料仮試算)	
	下			部会 ・事務処理部会		
12月	上			・データ利活用部会		11月 議会
	中					173. 五
	下		第2回		〇市町村基礎ファイル提出依頼 第3回(12月下旬〆切)	
			· R4納付金仮算定結 果報告		○国→県 国確定係数提示 (12月末日)	
1月	上				V-7770H7	
	中				○県→市町村 納付金額確定通知	
	下					
2月	上		第3回			
	中		• R4納付金算定結果 報告			
	下					2月
0.5		**				議会
3月	. H	第 2 回 • R4納付金算定結果報告				
	中					
	下					
4月				(±,)		
				部会		
5月				部・隠岐地区】		